

現行制令を確定する特別措置細則

平成18年 1月24日
平成18年度細則第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 制令確定（第2条・第3条）

われら評議員一同は、生徒会事務局の制令管理者たる立場と、その過去的不作為を認める立場を深く尊重し、その要請に答え、ここに現在施行している制令を確定することに決定した。われらは、この決定が、生徒会事務局と会則制令審議会が共同で進めている制令整備事業に対し有意義になるものと信じ、また、整然たるわれらが生徒会の制令体制を確立せしむることを願う。

第1章 総則

〔目的〕

第1条 本細則は、前文に記された意義を達成すべく、現在施行されている甲種制令並びに告示及び規定を確定することを目的とする。

第2章 制令確定

〔有効制令〕

第2条 次に掲げられた制令は、各号の括弧内に記されたときに評議会にて承認され、又は全会に知らしめられたものを、現行の版とし、これを有効とする。ただし、その年月日が不明なときは、これを記さない。

- 一 整理番号なし「評議会の議決を経た規程を廃止する特別措置細則」（平成12年4月14日）
- 二 平12細1「制令整備基本細則」（平成14年11月25日）
- 三 平12細2「生徒総会細則」（平成15年2月24日）
- 四 平12細3「評議会細則」（平成14年11月25日）
- 五 平12細4「生徒会本部細則」（平成12年11月30日）
- 六 平12細5「生徒会事務局細則」（平成12年9月26日）
- 七 平12細6「特別予算監査課細則」（平成15年6月5日）
- 八 平12細7「生徒会公認団体細則」（平成13年12月18日）
- 九 平12細8「文化委員会細則」（平成14年4月18日）
- 十 整理番号なし「体育委員会細則」（昭和63年4月）
- 十一 平12細11「図書委員会細則」（平成12年5月11日）
- 十二 平12細12「美化委員会細則」（平成12年5月2日）
- 十三 平12細13「保健委員会細則」（平成12年5月11日）

- 十四 平12細14「出版委員会細則」(平成12年6月24日)
 - 十五 平12細15「応援委員会細則」(平成12年6月14日)
 - 十六 平12細16「選挙管理委員会細則」(平成12年6月14日)
 - 十七 平12細17「防災委員会細則」(平成12年5月11日)
 - 十八 平12細18「HR運営委員会細則」(平成12年5月2日)
 - 十九 平12細20「会計に関する細則」(平成18年5月26日)
 - 二十 平12細21「生徒会役員選挙細則」(平成15年5月13日)
 - 二十一 平12細22「生徒発行物審査細則」(平成12年7月13日)
 - 二十二 平12細23「生徒会役員等の選任及び退任に関する細則」(平成12年6月12日)
 - 二十三 平12細24「平成13年度たちばな祭に関する特別措置細則」(平成13年3月17日)
 - 二十四 平18要1「平成18年度たちばな祭実施要綱」(平成18年9月26日)
 - 二十五 平18要2「平成18年度ほととぎす祭実施要綱」(平成18年9月26日)
 - 二十六 平12規1「予餞会会計規約」(平成13年2月23日)
 - 二十七 「生徒総会議事法(告示)」(平成18年3月22日)
 - 二十八 「生徒会本部の発行物に掲載する広告に関する規定」(平成14年)
 - 二十九 「校内掲示物貼付規定」(平成18年3月16日)
 - 三十 「テープ規定」(平成18年4月6日)
 - 三十一 「たちばな祭当日におけるポスターに関する規定」(平成18年4月6日)
 - 三十二 「平成19年度予算折衝規定」(平成18年10月20日)
- 2 次に掲げる同名で複数存在する制令は、後に制定されたものを、以前より存在したものの改正とみなし、前項各号の括弧内には、後に制定されたものが評議会に承認された年月日を記す。ただし、後に制定された整理番号を各号の先頭に記すが、今後はこれを欠番とする。
- 一 平13細1「生徒会公認団体細則」
 - 二 平15細1「特別予算監査課細則」
 - 三 平18細1「生徒会役員等の選任及び退任に関する細則」

〔廃止無効種別変更制令〕

- 第3条** 生徒会長令及び事務局長令を除く、前条に示されなかった制令は、これを廃止する。
- 2 前条第1項各号の括弧内に示されたときよりも後に改正されたものは、その改正を無効とする。
 - 3 予算折衝に関する規約は、その制定手順を誤っているとして、すべて規定として今後処理するが、本条にのっとり、「会計に関する細則」(平成12年度細則第22号)及び「平成19年度予算折衝規定」(平成18年10月20日施行)を除く全ての予算折衝に関する制令は、これを廃止する。

附 則

- 1 本細則は、平成18年1月24日に評議会の承認を経て、同日施行する。

- 2 本細則の施行と同日又は以後に施行、改正又は廃止した制令の効力は、本細則の認定によらない。
- 3 生徒会事務局は、本細則にて効力を有すると認定された制令の内容を、速やかに発表し、生徒会会員に対し広く報知する義務を負う。
- 4 生徒会事務局は、制令の管理徹底に努めなければならない。